

鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業の申請が、
令和3年1月29日(金)まで延長されました！

1. 申請期間

令和2年10月26日(月)～令和3年1月29日(金) ※当日消印有効

2. 補助対象者

事業所等において不特定多数の顧客と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等

(例) 小売業／教育、学習支援事業／スポーツ施設提供業／娯楽業／生活関連サービス業／
 金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／専門・技術サービス業 等

- ・感染防止対策を目的とした県の他の支援事業の対象者については、補助対象者となりません。
- ・既に国、市町村等による補助金を申請・受領した感染症防止対策経費については補助対象外です。

3. 補助内容

感染防止対策物品の購入等

- ・補助率：10/10以内
- ・補助額：1事業者あたり上限10万円
- ・補助対象期間：令和2年4月1日(水)～令和3年1月29日(金)

4. 補助対象経費

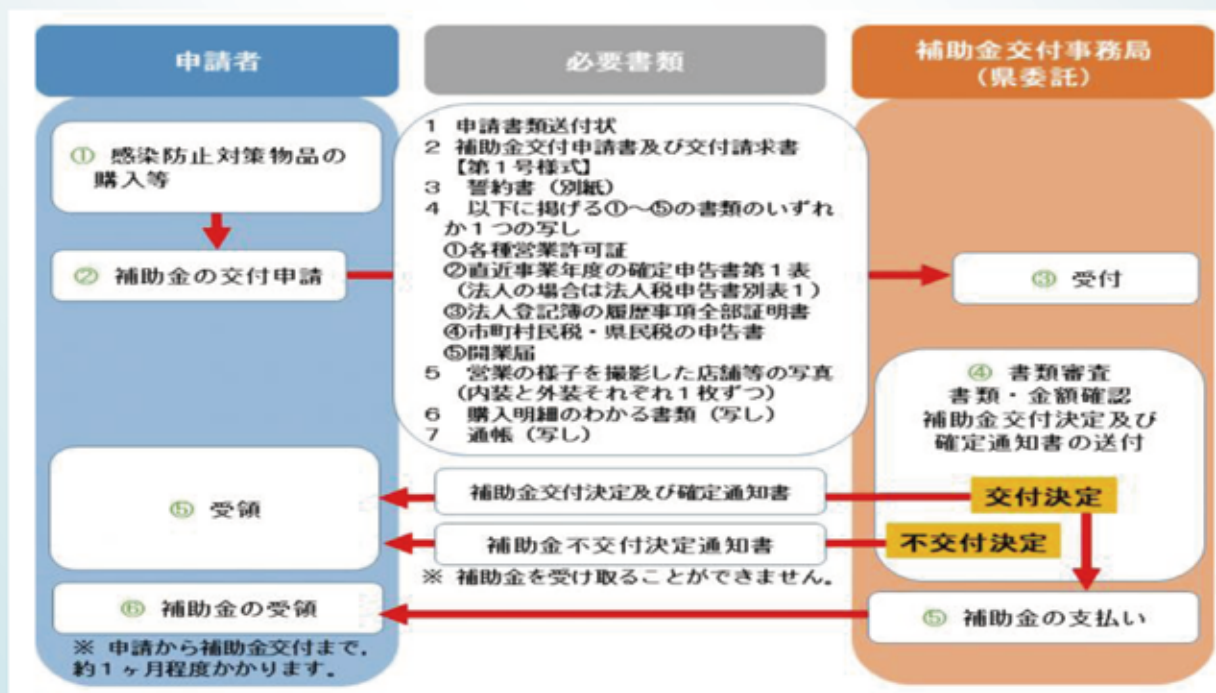
物品購入品・消毒費用・マスク費用・清掃費用・飛沫対策費用・換気費用・その他衛生管理費用・PR費用

外注費・消毒作業・清掃作業、ユニフォームのクリーニング

・感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター、チラシの印刷費

※令和2年4月1日以降に購入・実施し、かつ申請期限までに支払いを終えた経費が対象となります。

5. 申請手続きのフロー



【あて先 及び 問い合わせ先】

鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局
 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町14番27号南国情報サービス3号館内
 コールセンター：099-296-8628
 受付時間：9時から17時まで
 (12月28日から1月4日まで及び土日祝日を除く)

令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円⇒改正後 55万円)

②基礎控除額が変わります。(現行 38万円⇒改正後 48万円)

③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告(電子申告)又は**電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。

※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

改正前(令和元年分申告まで)				改正後(令和2年分申告以後)			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる 電子申告 又は 電子帳簿保存
55 万円	48 万円	103 万円		55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

メール配信サービス開始に向けたアドレスの登録について

これまで当所は様々なお知らせ事など、郵送もしくはFAX等を活用しておりましたが、国・県からの給付金・支援金のご案内等もっと迅速に情報提供できるよう、メール配信を行うことにいたしました。

登録方法:「件名」に『アドレス登録』と入力後、「本文」に『事業所名』を入力の上

info@minamisatsuma-cci.or.jp にメールをお送りください。

注意事項:① 携帯電話のメールアドレスを登録される場合、「PCからのメールを受信可能」な状態にしてください。

②「ご案内等がメールだけになり、郵送等を廃止する」事はございませんので、ご安心ください。



▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

令和2年12月28日現在

日本政策金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度	
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・ 保証人の有無により金利変動)	0.3% ～ 2.8%	中小企業 振興資金	1年以内 1.8%	小口 資金	1年以内 1.8%
小規模等経営改善資金 [通称:マル経資金] (無担保・無保証人)	1.21%		1年超3年以内 2.0%		1年超3年以内 2.0%
			3年超5年以内 2.1%		3年超5年以内 2.1%
			5年超7年以内 2.3%		5年超7年以内 2.3%
			または変動金利		
			7年超10年以内 2.4%		
			または変動金利		
国の教育ローン	1.68%		10年超 変動金利		南さつま市より保証料の 補助制度が利用できます。

※日本政策金融公庫・県制度資金については「南さつま市利子補給補助金制度」をご利用いただけます。

詳しくは、商工会議所(電話:53-2244)にご確認ください。

新たな取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を!